

相続大全

必ず知っておくべき
相続のポイント

相続対策・相続手続・遺産分割のよくある事例 **10**選

目次

第1章 相続手続きの事例

遺言書の書き方が変わったと聞きましたが、どう変わったのですか？	3
相続手続きに期限はあるの？	3
相続手続きで戸籍謄本が必要と言われましたが、どうしたらよいですか？	4

第2章 相続対策の事例

どのくらいの財産があると相続税を支払う必要があるのですか？	6
信託を使った相続対策とは？	6
借金をすると相続対策になると聞いたけど、本当ですか？	7

第3章 遺産分割の事例

亡くなった父親の借金は相続人が返さなくてはならないのですか？	8
兄は、父の生前に住宅取得資金の贈与を受けています。	
弟である私は、父の相続でその分多く財産を貰うことはできますか？	9
子どもがいないご夫妻、夫が亡くなったら財産は妻のもの？	10
介護をした人は、遺産を多くもらえる？	11

※ 記載日現在の税制等にもとづいて作成しています。個別税務等の相談は税務署等に相談してください。

第1章 相続手続きの事例

— 遺言書の書き方が変わったと聞きましたが、どう変わったのですか？

おそらく、法改正についての質問だと思います。2018年7月に民法の改正案が可決成立して同月13日に公布されました。勘違いしないようご注意くださいのですが、法律の公布と施行(しこう)は異なります。相続に関する民法の変更は、公布から2年を超えない期間範囲で別途法務省が定める日より施行されることになっている(法律改正の事項により5段階に分けて施行されます)ので、現時点(2018年10月1日現在)ではまだ法改正は適用されません。

今般の民法改正での、遺言の作成方法に関する主な変更点は、自筆証書遺言(全文を自書する方式での遺言)を作成する際に、遺言の一部を構成する「財産目録」については自筆要件が不要となることです。不動産をたくさん持っている人などの場合、そのすべてを間違えずに手書きで記載するのは大変です。今後はそれらの財産の明細についてはパソコンなどで一覧表を作成し、目録番号1番の財産は長男、2番の財産は二男、などと配分を指定していく方法で遺言を作成することが可能になります。

この法改正は、公布から6か月を経過した日から施行されますので、2019年1月12日までは適用されません。このため、それまでに遺言書を作成するのであれば、従前同様に全文を自書する必要があります。

また、民法とは別に「法務局における遺言書の保管等に関する法律」という法律が制定され、自筆証書遺言を法務局(登記所)で保管してもらうことができるようになります。この法律も、施行は公布から2年を超えない期間の範囲で別途法省が定める日とされていますので、今後具体的な申請方法などが定まってくるものと思います。

— 相続手続きに期限はあるの？

相続手続きに明確な期限はありません。ただし、相続税の申告納付期限は相続開始の翌日から10か月(例えば、4月1日に相続が開始された場合、相続税の申告納付期限は翌年2月1日、当日が土曜日、日曜日や祝日にあたる場合はその翌日)ですので、申告が必要な方は少なくとも遺産分割協議だけはそれまでに終える必要があります。

相続税の申告納付期限までに遺産分割協議が調わない場合は、配偶者の税額軽減など各種の特例が適用されないため、法定相続割合により財産を取得したものとして算出した税額全額を一旦は納付する必要があります。

遺産の総額が相続税の基礎控除の範囲内であるなど申告が不要となる場合でも、相続手続はできる限り早く進めることをお勧めします。なぜなら、遺産は相続開始により相続人の共有財産となっています。つまり、不動産などを売却したり、預貯金の払い戻しを受けたりするためには、相続人全員の署名が必要となります。一度共有となった財産は、遺産分割協議により具体的な配分を定めない限り、共有状態が解消されません。このため、相続開始後に相続人が死亡すると、その共有持分（相続分）はその相続人に承継され、権利者が増加することになります。その結果、遺産分割協議はさらにまとまりにくくなり、場合によっては利用できない財産になってしまいます。

なお、郵政民営化以前に郵便局に預入された定期性預金等（定額郵便貯金等）は、満期から20年2か月を経過すると権利が消滅して払い戻しを受けられなくなります。各種の債権など時効を伴う権利がある場合は注意してください。

— 相続手続で戸籍謄本が必要と言われましたが、どうしたらよいですか？

わが国では、家族関係を証明する手段として戸籍が使用されており、相続に際しても、誰が相続人になるのかは戸籍で確認することになります。戸籍は、夫婦を中心とした家族関係を記録するものですが、

- ①新たに婚姻をした
- ②子ができた
- ③本人の希望（転居など）
- ④コンピューター化などの政府の都合



などにより、適宜作り直されます。このため、現時点での戸籍謄本を取得しただけでは相続人関係を確認することはできません。現在の戸籍謄本から被相続人が出生した時点で有効であった戸籍謄本まで順次さかのぼって確認することにより、初めて相続人を確認することができるのです。このため、転居などによる本籍地変更が無かった人であっても、

- ①平成6年のコンピューター化による再編
- ②昭和33年の民法改正による再編など、最低でも3～4通ほどの戸籍謄本を
収集・確認することが必要です。

戸籍謄本等の収集は、自分が相続人に該当する相続手続に使用することを示すなど正当な請求権利者であることを示して行うことが必要です。本籍地にあたる市町村が遠隔地にある場合は、郵便により戸籍謄本の交付を請求することもできますし、司法書士や行政書士などに依頼して収集してもらうことも可能です。

相続手続を進めるためには、不動産であれば法務局、金融資産であれば銀行など、手続をするごとに戸籍謄本等の束を持参しなければならず、相続手続の負担となっていました。そこで、平成29年5月から、戸籍謄本等一式に相続人関係説明図(家系図のようなものです)を添えて法務局(登記所)に提出すれば、法務局が相続人関係を証明する書類(法定相続情報一覧図の写し)を発行してくれるサービスが開始されました。この制度の利用は基本無料です(証明書の郵送などを依頼する場合には、別途手数料が必要になります)。

法務局から交付を受けた法定相続情報一覧図の写しを利用することにより、相続手続のつど戸籍謄本等を持ち回る必要が無くなりますので、昔と比べれば相続手続の負担も軽減されてきていると言えるでしょう。



第2章 相続対策の事例

— どのくらいの財産があると相続税を支払う必要があるのですか？

相続税の計算は、課税対象となる財産の評価など複雑な問題が伴いますので、この質問に一言でお答えすることは難しいと思います。ご心配であれば、税務署や税理士にご相談いただくよう、お願いします。

簡単に言うと、課税対象となる遺産などの評価額が基礎控除額を上回ると、相続税の申告納付が必要になる可能性があります。相続税の基礎控除額は、次の算式で計算されます。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

例えば、配偶者と子供2人の合計3名が相続人になる場合であれば、次のように4,800万円が基礎控除額になります。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3 = 4,800\text{万円}$$

相続税の課税対象財産がこの基礎控除額を超えるかどうか、相続税の申告納付が必要かどうかを判断する材料となります。ただし、相続税の課税対象となる財産は遺産ばかりではなく、相続人などが相続開始の3年以前に贈与を受けた財産や、死亡保険金、相続時精算課税を選択して行った贈与なども含まれます。また、不動産などのように評価が難しい財産も有りますので、重ねてになりますが具体的な相談は税務署や税理士になさるよう、お願いします。

— 信託を使った相続対策とは？

信託というのは財産管理の枠組みの一つです。財産を有する人(委託者)が、将来自分の判断能力が低下した時のため、あるいは障がいを持つ子の将来を支えてもらうため、信頼できる人(受託者)に自分の財産を渡して管理をしてもらい、財産を自分や障がいを持つ子(受益者)のために用いてもらうような契約関係、これを「信託」と言います。

信託契約を使えば、自分の財産を当初は自分のために、自分が死んだら配偶者のために、配偶者も亡くなったら自分の甥・姪のために、など、遺言や遺産分割協議によらずに希望する人に財産を引き継がせることが可能です。「家族などを受託者として信託を設定すること(家族信託)も法的には可能ですが、受託者の責任は大きいので、信託銀行などのプロを受託者とする信託契約をお勧めします。

また、障がいがある子どもなどの生活を安定させることを目的として金銭を贈与したい、というニーズがある場合には、特定贈与信託という制度を利用することができます。この制度を利用すると、障がいの程度によって最大6千万円までは贈与税が非課税となります。障がいを持つ人の両親などが金融資産をたくさん持っており、相続対策を検討する必要がある、という状況なら、生前に特定贈与信託を活用して遺産を障がいを持つ子に非課税で移転させることにより、将来の相続税対策としても効果が期待できます。

— 借金をすると相続対策になると聞いたけど、本当ですか？

結論から言えば、単に借金をしただけでは相続対策にはなりません。相続対策と相続税対策は異なりますが、相続税を節税するために借金をする必要がある、と考える人も少なくないようです。でも、借金をしただけでは相続税は変わりません。

例えば、銀行から一千万円を借りて、そのまま預金しておいたらどうでしょう。資産と負債が両方とも増えるだけで、相続税の課税対象財産は変わらない、ということをご理解いただけたらと思います。

相続対策として借金が効果を生ずるのは、借金により賃貸不動産などを購入するに限られます。遺産に含まれる預貯金などなら1万円は1万円として相続税の計算に含まれますが、不動産の場合には時に市場価格を下回る評価が適用される場合があります。手元に資金が無ければ借金をしてでも、そのような「お得な」不動産を購入できれば、その分だけ相続税が節税できる、ということです。一般的には賃貸不動産は比較的割安に評価されやすいと言われています。

でも、不動産の価格は専門家以外にはわかりにくいものです。まして、税務署が市場価格より安く評価してくれる不動産を見つけ出すことは簡単ではないと思います。また、相続対策として賃貸不動産を購入するのであれば、その後長期間にわたり賃貸不動産を管理運用してゆく必要がありますから、後継者ときちんと相談したうえで態勢を整備してから投資に踏み出す必要があります。

金融機関から資金を借り入れる場合、借金を承継する相続人は金融機関が納得する人であることが必要です。このことを考えると、借金がある人の相続は、借金が無い人の相続と比べてトラブルが発生しやすくなると思います。相続対策として借金をするのであれば、相続争いにつながらないよう、後継者ときちんと相談して検討することをお勧めします。

第3章 遺産分割

— 遺言書亡くなった父親の借金は相続人が返さなくてはならないのかしら？

借入金など、亡くなった方の債務は法定相続割合で分割されて相続人に承継されます。このため、相続人は債務を弁済する責任があります。

亡くなった方が多額の借金を抱えていた場合など、相続を受けると不利になる場合には、相続を放棄することが可能です。相続の放棄は自分が相続人になる相続が開始されたことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に届け出ることが必要です。単に「財産を相続しない」旨の遺産分割協議をただけでは、債務負担から逃れることはできません。

相続を放棄すると、放棄した人は初めから相続人ではなかったこととなります。例えば、子どもたちが全員相続を放棄すると、亡くなった方には子どもがいなかったこととなりますので、子どもがいれば相続人になることの無い兄弟姉妹たちが新たに相続人となります。

亡くなった方の預貯金の払い戻しを受けたりして遺産に手を付けてしまうと無条件で相続を承認したものと判断されて放棄を認められなくなりますので、相続を放棄しようとする場合は、3か月以内という期限とともに注意してください。

なお法律では、全ての債務を弁済したうえで残余があれば相続を受ける「限定承認」という方法もありますが、相続人全員で3か月以内に届け出が必要であること、手続きが煩雑で負担が多いことなどから、実際にはほとんど使われていません。

また、亡くなった方の債務が金融機関からの借入金である場合には、法律通りに相続人全員で分割して承継するのではなく、金融機関の要請により特定の相続人一人に引き継いでもらい、他の相続人は債務の負担を負わない「免責的債務引受」という手続を行うのが一般的です。債務の相続は債権者の同意が不可欠ですので、相続人の意向だけでは決められない場合がありますから、注意してください。

— 兄は、父の生前に住宅取得資金の贈与を受けています。弟である私は、父の相続でその分多く財産を貰うことはできますか？

法律では、子どもであればすべて均等の法定相続割合が認められています。でもご質問のように、被相続人の生前に財産を貰っている人がいる場合、生前贈与財産を考慮しないと相続人間の衡平が保てない場合があります。このため、①婚姻や養子縁組のための贈与(いわゆる持参金)や、②生計の資本としての贈与として、言うならばまとまった財産を相続の前渡としてもらっている相続人がいる場合は、その財産を含めて均等になるように遺産を配分するルールになっています。このような贈与を「特別受益」、特別受益等を考慮した相続割合を「具体的相続分」と言います。

相続税では、相続開始前3年以内に受けた贈与は課税対象財産に含めて計算しますが、遺産分割に際してそのような期限はありません。原則として何十年前の贈与であっても、特別受益として含めて計算することが必要になります。これは、最低限相続できる財産の割合である遺留分を計算する際も同様です(2019年7月1日以降に開始される相続からは、遺留分の計算に含める特別受益は、相続開始前10年以内の贈与に限定されます)。

でも、何十年も前に贈与があったのか、なかったのか、昔のことですので記憶が明確ではないことも少なくありません。このため、財産を遺す人が、過去に行った贈与を含めて平等になるよう、財産配分を遺言書により定めておくことが、相続争いを防止するためには極めて重要になるのです。



— 子どもがいないご夫妻、夫が亡くなったら財産は妻のもの？

Aさんご夫妻には子どもがいませんでしたが、ご夫妻とも活動的で仕事にプライベートに充実した生活を送っていました。ところが、Aさんの夫は残念なことに不慮の事故で突然亡くなってしまいました。

自宅は数年前に夫が亡父から相続した一戸建てですが、そのままAさんが相続できるでしょうか。

子どもがいない方が亡くなった場合、両親が生きていれば両親が、亡くなっている場合には兄弟姉妹が配偶者とともに相続人となります。Aさんの場合には夫の母親が存命でしたので、義母と遺産分割協議をしなければなりません。Aさんは夫の死亡保険金のほか、勤めていた会社からの死亡退職金を受け取っていましたが、そのことに夫の母親は不満だったようです。自宅はもともと義父のものだったのだから自分に返すよう強く要求し、トラブルになってしまいました。

子どもがいない方の場合、配偶者の親族との遺産分割協議は心理的に大きな負担となります。遺言があれば遺産分割協議を要することなく相続を受けることができますし、兄弟姉妹には遺留分がありませんので、全財産を安心して配偶者に相続させることができます。

— 要らない財産は相続しなくてもよい？

Bさんの母親は地方暮らし。母親に万一のことがあれば、母親の財産はBさんが相続することになりますが、財産の中には自宅とBさんの住んでいるマンションのほか、田畑、山林など地方の不動産が多く含まれています。Bさんは、預貯金やBさんの自宅マンションは相続したいと思っていますが、地方の不動産は相続したとしても管理できないし、売却も難しそうなので、要らないと思っています。Bさんは地方の不動産については相続をしないことができるでしょうか。

相続を受ける以上、すべての財産を相続人の誰かが相続する必要があります。相続人は被相続人の一切の権利義務を承継しますが、権利義務の中には預貯金や不動産などのプラスの財産ばかりではなく、借金などのマイナスの財産も含まれます。プラスの財産は相続するけれど借金などマイナスの財産は相続しない、という取り扱いはできません。

もしも、借金などマイナスの財産がプラスの財産を大幅に上回るのであれば、自分が相続人となる相続が開始されたことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出ることにより、相続を放棄することが可能です。相続を放棄した人ははじめから相続人ではなかったものとされますので、プラスの財産を相続することができない代わりに、債務の弁済を求められることもありません。

— 介護をした人は、遺産を多くもらえる？

高齢化の進展により、介護が社会的な問題になっています。Cさんは、同居する夫の母親（義母）の介護をしていますが、最近は排泄などの介護に対する負担が大きくなっており、心理的に追い詰められています。

将来Cさんは義母の相続の際に「御礼」として何らかの財産を受け取ることができるのでしょうか。

同居する相続人が被相続人の介護をしたためヘルパー代などの負担を免れた、という事情があるのであれば、節約できた費用に応じた財与を受け取ることができる可能性はあります。しかし、その場合でも介護をした人から見て納得できる金額には満たないケースが多く、「長男の妻」など相続人以外の人が行った介護についてはそもそも評価する仕組みがありません。

このため、極端なケースでは、子どものいないご夫婦の妻が、夫の母親の介護をしていたところ、突然の事故で夫が母親より先に死亡したため、母親の相続では何の財産を受け取ることもできず、そのうえ住んでいた自宅からも追い出される、という深刻な事態も生じ得ます。

一部の相続人などが介護を引き受けるのであれば、他の相続人などとの間で「介護をお願いする代わりに相続の際には、自宅を相続させ、金融資産は均分にする」など、あらかじめ話し合いをしておくことが大切です。

相続の相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号: 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務: 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間: 年中無休※ 平日11時～21時、土日・祝日11時～19時

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>